

2025 年 10 月 29 日

第 6 回 フレイル予防推進会議実行委員会 次第

○日 時：2025 年 10 月 29 日（水）15 時～16 時 30 分（オンライン）

○挨拶：川名実行委員長挨拶

○議 事：

1. 行政部会、産業部会で討議された主な事項のまとめ

資料 1 行政部会、産業部会で討議された主な事項のまとめ

2. フレイル予防 5 か年活動計画の策定について

資料 2 フレイル予防 5 か年活動計画の策定について（案）

3. 第 3 回フレイル予防推進会議 総会・シンポジウムプログラムについて

資料 3 第 3 回フレイル予防推進会議総会・シンポジウムプログラム

フレイル予防 5 か年活動計画の策定について(案)

令和 7 年 10 月 29 日

フレイル予防推進会議事務局

医療経済研究・社会保険福祉協会

1. フレイル予防 5 か年活動計画の策定に当たっての基本認識

(1) フレイル予防のポピュレーションアプローチの意義と重要性¹

① フレイルの定義とフレイル予防の意義

フレイルとは、健常な状態と要介護状態の中間の状態であり、フレイルまでの段階であれば要介護状態よりもはるかに戻れる可能性が高いため、介護予防の早期の予防として、フレイル予防が重要である。

② フレイル予防の政策の体系

フレイル予防の政策の体系としては、ポピュレーションアプローチ(元気な高齢者を含めた地域住民の集団に対し、予防についての広報啓発活動や環境整備を行う手法)とハイリスクアプローチ(ハイリスクの人を特定し、それらの人に対して専門職により予防のための対応(介入)を行う手法)の両方を組み合わせることで最も効果が上がるとされている。

③ フレイル予防のポピュレーションアプローチの重要性

フレイル予防のポピュレーションアプローチにおいては、ハイリスク者を絞り込んで専門職によるハイリスクアプローチに繋げることも重要であるが、フレイル予防は、健常やプレフレイルの段階から対応するとなお効果があることが明らかとなっており、85 歳以上人口が急増する今後においては、健常あるいはプレフレイルの住民を含めた地域住民全体への啓発による行動変容を目指すフレイル予防のポピュレーションアプローチが一層重要となる。

④ フレイル予防のポピュレーションアプローチにおけるフレイル測定的重要性

フレイルは、一義的には加齢の過程で生ずるものであり病気ではなく、生活習慣病のように治療薬に頼ることはできず、その予防は、地域住民 1 人ひとりの早い段階からの自らの取組(生活の工夫)次第であることを自覚することに大きくかかっている。一方において、これまでのフレイル予防のポピュレーションアプローチの展開において、地域住民同士で自らのフレイルの度合いを測定することが入り口となり、フレイルを学び、自分事化し、その大切さに気付いた高齢者等が中心となり、次世代に希望の持てるまちづくりを目指し、住民同士で自発的

¹ 「フレイル予防住民啓発パンフレット説明問答集 問 1」及び「フレイル予防のポピュレーションアプローチの推進に関する担当者用基本問答集 問 2」参照

なフレイル予防活動を推進してきている事例が各地で出始めてきている²。このようなフレイル予防を通したまちづくりに発展していくという方向性の入り口となる住民同士で自らのフレイルの度合いを測定する手法の特性に着目し、国が進める高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組(以下「一体的実施の取組」という。)でのフレイル予防のポピュレーションアプローチの一環として、最新の測定手法(地域住民を対象とする一定のプログラムによるフレイル測定を住民主体の形で簡易に行う「住民主体のフレイル測定」の手法)を積極的に導入し、これを近年の生活習慣病予防のための健診などと同様に全国にあまねく普及させることが極めて重要である。

(2)フレイル予防推進会議のこれまでの活動の現時点での総括

① フレイル予防推進会議の目的と活動

フレイル予防推進会議規約においては、「フレイル予防のポピュレーションアプローチの啓発と普及の活動を展開する」ことを目的とし、「効果的なフレイル予防のポピュレーションアプローチの手法の開発と普及の活動」とともに、「フレイル予防のポピュレーションアプローチの効果の計測等フレイル予防のポピュレーションアプローチの効果的な普及のための活動」を行うこととされている。

② フレイル予防推進会議のこれまでの活動の総括

フレイル予防推進会議は、令和4年12月に公表された「フレイル予防のポピュレーションアプローチに関する声明と提言」(フレイル予防啓発に関する有識者委員会:葛谷雅文委員長)により、地方自治体と産業界を中心とするフレイル予防推進会議の設置が提言されて以来、関係者の検討を積み重ね、令和6年7月に発足した。同年11月の総会で「フレイル予防宣言」を決定し、これを全国へ発信した。このようにフレイル予防推進会議において「フレイル予防のポピュレーションアプローチの啓発と普及の活動を展開する」ことに着手したことに伴い、次の段階として、「効果的な手法の開発と普及の活動」及びその「効果の計測等効果的な普及のための活動」を行う段階に入ったといえる³。

² フレイル予防のポピュレーションアプローチに関する声明と提言(フレイル予防啓発に関する有識者委員会(葛谷雅文委員長))の4(3)②キの「まちづくりへの展開」を参照。

³ フレイル予防推進会議の活動状況

【令和5年9月8日ー令和6年7月12日】

フレイル予防推進会議準備会の議論の積み重ね(2県6市町村・第1回ー第5回)

【令和6年7月24日ー令和7年11月20日】

第1回フレイル予防推進会議総会の開催以降、第2回総会でフレイル予防宣言を決定し、第3回総会で「フレイル予防5か年活動計画について(案)」を提案するに至る。この間、実行委員会の下で、行政部会(各作業委員会)及び産業部会が着実に活動(実行委員会6回、普及啓発・住民主体啓発合同作業委員会3回、情報システム等作業委員会3回、産業部会3回)

【令和7年3月末日】

2. フレイル予防推進会議の活動の当面の基本方針

(1) 当面の活動方針

フレイル予防推進会議においては、上記の通り、フレイル予防推進会議設置準備会の段階から今日に至るまで十分な議論を重ね、当面、下記の活動を全国に向けて展開するという基本方針を固めてきた。

① 効果的な手法の開発と普及の活動

フレイル予防のポピュレーションアプローチの効果的な手法の開発と普及の活動の具体的な内容としては、国の令和 6 年度老人保健健康増進等事業である「介護予防等の無関心層等に対する栄養、身体活動、社会参加を組み合わせたポピュレーションアプローチを推進するための人材養成(研修プログラムの作成等)に資する調査研究」報告書を踏まえ、フレイル予防推進会議として、国の推進する一体的実施の取組の一環として後期高齢者の 15 問の質問票を活用した「住民主体のフレイル測定」(後期高齢者の 15 問の質問票に 3 項目の測定項目を付加した方式。以下同じ。)を全国の地方自治体に普及する活動に取り組むことを介してフレイル予防を通したまちづくりを行い、結果として介護保険運営の安定化を図ることとしている。

② 効果計測等、効果的な普及のための活動

フレイル予防のポピュレーションアプローチの効果計測等、フレイル予防のポピュレーションアプローチの効果的な普及のための具体的な活動としては、住民主体のフレイル測定を広く網羅的に普及し、地域住民の健常、プレフレイル、フレイルの実態を把握し、これを基に予防戦略を策定し、行政と地域住民が共にフレイル予防を通したまちづくりに取り組むことで、結果として要介護認定率の上昇が抑制されるという効果が確認されることが基本となる。この場合、住民が主体となってフレイル測定を行うからこそ、更に住民主体によるフレイル予防活動に繋がっていくという構造に留意する必要がある。

以上のことを具体的にデータによって検証するには、住民主体のフレイル測定により得られた住民のデータ等の蓄積と解析の支援を行うことが必要であり、フレイル予防推進会議事務局としての医療経済研究・社会保険福祉協会においてフレイル予防支援情報システムを令和 8 年 4 月を目途として開発することとしている。

以上のフレイル予防推進会議の活動の一環として、「介護予防等の無関心層等に対する栄養、身体活動、社会参加を組み合わせたポピュレーションアプローチを推進するための人材養成(研修プログラムの作成等)に資する調査研究(以下「国の令和 6 年度老人保健健康増進等事業」という。)」の報告書をフレイル予防推進会議事務局である医療経済研究・社会保険福祉協会がフレイル予防推進会議構成員と連携してとりまとめて公表した。同報告書では、「住民主体のフレイル測定」を展開する通いの場を基本とするゼロ次予防と一次予防を組み合わせたフレイル予防のポピュレーションアプローチの総合的な戦略と展望が明らかにされており、フレイル予防推進会議の活動の重要な基礎資料となっている。

(2) 上記基本方針の下での計画的な活動展開の枠組み

① 2040 年に向けての計画的な活動展開の必要性

団塊の世代の全員が 2025 年に後期高齢者となるが、2035 年には 85 歳に達し、2040 年には 85 歳以上年齢の者（現在、平均の要介護認定率が 60%弱）が 1000 万人に達する。したがって、フレイル予防推進会議の目的を達成するためには、遅くとも 2040 年には「住民主体のフレイル測定」の普及状況が概ね全国に定着していることが必要であり、そのためには 2035 年には、「住民主体のフレイル測定が全国的に定着する方向に向かっていることが確認できる状況」を実現することを具体的な活動目標とする必要がある。

② 10 年後に向けての都道府県単位の横展開の道筋と目標

i) 横展開の道筋と目標

住民主体のフレイル測定が既存の通いの場で普及することを基本に置きつつ、官民連携啓発活動としての広義の通いの場における展開⁴を組み合わせ、2035 年までの 10 年で、国の進める一体的実施の取組の一環として位置付け、「住民主体のフレイル測定が全国的に定着する方向に向かっていることが確認できる状況」となることを目指す。

ii) 都道府県単位を基本に置いた横展開

10 年間という限られた期間に住民主体のフレイル測定が全国に普及するためには、社会の様々な変化がロジスティックカーブ（又は S 字状カーブ）を描くような経過を辿って拡大することに見られるように、住民主体のフレイル測定を導入する都道府県の数、ポピュレーションアプローチに対する時代の要請の増大と相まって尻上がりの形で全国的に拡大するという構想に基づき、広域行政を担う都道府県の役割を重視しつつ、都道府県単位の横展開を基本に置いた活動目標を設定する必要がある。

iii) 具体的な目標

具体的には、初年度である令和 8 年度に県単位で対応可能な 6 県からスタートし、5 年後に合計 12 乃至 16 都道府県に、10 年後の 2035 年には合計 28 乃至 40 都道府県（現在検討中の案）において住民主体のフレイル測定が一定程度まで普及し定着していることを目指す。この場合、都道府県単位での取組をしていない地域における個々の市町村がフレイル予防推進会議の構成員となって住民主体のフレイル測定を導入し、更にはフレイル予防推進会議と連携して都道府県単位での横展開を目指すことも併せて推進する。

③ フレイル予防 5 か年活動計画の策定

上記の通り、国の進める一体的実施の取組の一環として、2035 年に向けて当面の 10

⁴ ポピュレーションアプローチのあり方として従来からの通いの場だけの展開だけでは不十分であることも踏まえ、まず、従来からの通いの場を概ねカバーすることを土台に、産官連携啓発活動により、小売り店舗活用の通いの場や小規模なカフェなどを活用する方式も 5 か年活動計画の対象件数とする(3(2)③で後述)。

年間計画的に活動を展開することを基本に置き、そのためのいわば発射台としてのフレイル予防 5 か年活動計画を今年度末までに策定し、令和 8 年度から活動開始することが必要である⁵。

3. フレイル予防 5 か年活動計画

(1) フレイル予防 5 か年活動計画の目標

① 都道府県単位での活動の目標設定の考え方と目標の設定

i) 住民主体のフレイル測定の各市区町村における網羅的な実践の必要性

都道府県単位での目標設定にあっては、その大前提として、管下の市区町村内の各地域において住民主体のフレイル測定を網羅的にカバーし、その普及によりフレイル予防を通じたまちづくりを行い、結果として要介護認定率の伸びの抑制を目指す必要がある。このためには、住民主体のフレイル測定を各市区町村ごとに、市区町村内の各地域を網羅することを基本としつつ⁶、一定の普及度まで達成するという具体的な実践が必要である。

ii) 都道府県単位の活動目標としての住民主体のフレイル測定の普及度

以上述べたような市区町村単位での取組を通して、都道府県単位で住民主体のフレイル測定が定着したといえる普及度の目安については、通いの場における住民主体のフレイル予防の延べ実施件数の 65 歳以上人口に対するカバー率（以下「フレイル測定カバー率」という。）が、市区町村ごとにどの程度の普及まで達すれば要介護認定率の伸びが抑制されるようになるかの関係性を明らかにすることが必要であるといえる。一方において、市区町村ごとの地域特性や住民主体のフレイル測定以外の政策は多様である中で、現段階でその水準を明らかにすることは困難である。したがって、当面は、フレイル予防 5 か年活動計画としては、住民主体のフレイル測定が定着しているかどうかを計る指標としてフレイル測定カバー率の引き上げの現実的な可能性に着目した都道府県単位での目標設定を行う必要がある。

iii) 当面の現実的な目標設定－都道府県単位での通いの場参加カバー率

当面は、現実的に可能な目標として、都道府県ごとのフレイル測定カバー率が都道府県単位全体の集計として通いの場に参加している者の 65 歳以上人口に対するカバー率⁷

⁵ 住民主体のフレイル測定は、国が実施している一体的実施の取組における自治体発の介護予防の取組の共通かつモデル的な手法として、フレイル予防推進会議のフレイル予防 5 か年活動計画で位置づけられる独自の事業である【別添「フレイル予防推進会議が高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施においてフレイル予防のポピュレーションアプローチを進めることの制度上の位置づけについて」を参照】。

⁶ 住民主体のフレイル測定は、地域の互助を土台としていることから、単なる参加者への影響だけでなく、周辺地域へのフレイルの認知度や浸透などの波及効果が認められており、市町村内のできる限り幅広い各地域の拠点的な通いの場で網羅的に行うことを基本とすることが適切である。

⁷ 令和 5 年度任意の 1 ヶ月の状況を活動会場毎に集計した結果、全国の通いの場は 157,638 箇所、全国平均参加率は、6.6%である（老健局：介護予防・日常生活支援総合事業等（地域

(以下「通いの場参加カバー率」という。)に達することを目標とし、計画期間中に逐次都道府県ごとにフレイル測定カバー率(その分かりやすい姿としてそれに対応する住民主体のフレイル測定の具体的な実施件数を含む。)を明らかにしながら引き上げていくこととする。この場合、下記の(2)③にあるように、民間事業者等による広義の通いの場における住民主体のフレイル測定をフレイル予防5か年活動計画における住民主体のフレイル測定として位置付けるので、この件数が増加することにより、フレイル測定カバー率は、目標である通いの場参加カバー率を上回ることが期待される。そのような段階になった都道府県が現れた際に、目標の再設定を検討することとする。

② 当初3年目に向けての先発都道府県の活動の目標設定

i) 先発6県による活動開始と活動の目標設定の考え方

全国の地方自治体への横展開を目指す10年間の活動計画のスタートラインに立つ先発都道府県を6都道府県とし、活動を開始する。現在検討中の先発6県⁸において、各県は県単位で各市町村に呼びかけ、活動を逐次拡大し、下記(2)にある主要な取り組みにおけるモデル的な実践を展開する。その場合、引き続き自治体の活動を牽引するためにも、5年計画の中間時点で当初3年間を一つの区切りとして、最終目標値である通いの場参加カバー率に至る経過的な目標として3年間の活動の目標となるフレイル測定カバー率を設定する必要がある。この目標値については、事業実践の実績がまだ不十分である令和8年度当初の段階で各県ごとに設定することは困難と言わざるを得ないので、当初の3年目のフレイル測定カバー率の目標は、6県全体で一括したものとして位置付けることとする。

ii) 6県全体での目標設定

目標となるフレイル測定カバー率は、例えば、全国の通いの場参加カバー率の平均値である6.6%の一定割合とするとともに、その分かりやすい姿としてそれに対応する住民主体のフレイル測定の具体的な実施件数を示すことが考えられる⁹。

(2) 上記の都道府県単位の活動目標の達成のための主要な取組

① 都道府県単位での同時並行的な取組

当初5年の間に、6県から12都道府県乃至16都道府県(検討中)への拡大を目指す

支援事業)の実施状況(令和5年度実施分)に関する調査結果(概要))。

⁸ 6県の候補県については、前述の老健調査研究事業の試行事業を実施した三浦市と仁淀川町を擁する県として先行してきた神奈川県及び高知県に加えて4県について内々検討中である。

⁹ 現在検討中の6県で試算すると件数としては、例えば、現在内々検討中の6県を対象として試算すれば、通いの場参加カバー率の全国の現在の平均値である6.6%の5割とした場合17万件、4割とした場合は14万件となる。

ので、以下の②から⑤までの主要な取組みを基本に置いて、6 県の取組と並行して、6 県及びその関係自治体を除く、令和 6 年度老人保健健康増進等事業のアンケートに回答した約 400 自治体にもフレイル予防推進会議から声掛けを行うなどにより、残りの 2 年で新たに横展開に取組む都道府県(比較的大きな都市を擁するものを含む。)を一定数(6 都道府県乃至 10 都道府県を検討)拡大し、全国への普及の基盤を固める。

② 医療経済研究・社会保険福祉協会のコーディネートと都道府県の支援

上記の取組を着実に展開していくためには、住民主導型の運営に至っていない行政主導型の通いの場も住民主体のフレイル測定の対象とするなどの積極的な取組みが必要なので、令和 6 年度老人保健健康増進等事業の報告書の内容に準拠し、フレイル予防推進会議事務局である医療経済研究・社会保険福祉協会は、都道府県と連携し、コーディネート主体として、フレイルトレーナー¹⁰の派遣を通して、同報告書で示された住民主体のフレイル測定に関する市町村担当者向け等の人材養成等の支援を行う必要がある。この場合の経費については、本来、介護予防事業を担う市区町村が負担するのが筋道であるが、住民主体のフレイル測定が定着するまでは、都道府県による支援措置が行われることを強く期待したい。

③ 広義の通いの場を視野に置いた二つのフェーズの産官連携啓発活動の位置付けと活動展開

行政のフレイル予防の啓発や事業の推進に向けての予算には限りもあり、今般、フレイル予防推進会議のフレイル予防のポピュレーションアプローチに関する方針に賛同した産業関係者で立ち上げた産業界の自主団体(一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会)と連携して、産業界が展開する広義の通いの場において、産官連携啓発活動として、下記に示す二つのフェーズを基本において、フレイル予防啓発イベント等の展開と住民主体のフレイル測定活動の展開を行うことは、フレイル予防を通したまちづくりを目指す行政にとって有意義であるだけでなく、要介護認定率の伸びの抑制のためにも必要である。

i) 第一フェーズ産官連携啓発活動の位置付けと活動展開の必要性

今後、85 歳以上人口が増加する中で、フレイル予防を通し、明るい心豊かなまちづくりを推進するためには、地域全体で産官が挙ってフレイル予防のポピュレーションアプロー

¹⁰ ここでのフレイルトレーナーとは、「住民主体のフレイル測定」の手法の原点ともいえる東京大学高齢社会研究機構の開発した「住民主体のフレイルチェック」を実施する上で、住民の自発的な活動の推進のために、地元市町村担当職とともに人材養成等の支援に取り組んできたこれまでの専門職のグループを基盤として、フレイル予防推進会議の事務局としての医療経済研究・社会保険福祉協会の下で、「住民主体のフレイル測定」の支援のために活動する専門職のことを言う。

チとしての啓発イベントを繰り返すことは大変重要である¹¹。産業界の活力を活かし、フレイル予防や健康づくりに無関心な層も対象として取り込める啓発活動が行われることは行政としても有意義である一方、産業界としても、社会的使命として自社の事業が地域の課題解決と結びついていることが期待されており、行政や住民と連携することで地域貢献すること自体が企業の存在意義、持続可能性を高める「企業価値」となる。したがって、フレイル予防推進会議の行政部会と産業部会の連携の下で、自治体行政と日本フレイル予防サービス振興会とが連携し、フレイル予防5か年活動計画の一環として、産官連携の啓発イベント事業の推進を位置付け、今後具体的な活動展開の方針を明らかにする必要がある。

ii) 第二フェーズ産官連携啓発活動の位置付けと活動展開の必要性

第一フェーズを経ることを基本とし、第二フェーズ産官連携啓発活動として、住民主体のフレイル測定をフレイル予防推進会議のフレイル予防5か年活動計画において位置付ける必要がある。このため、産業主導の広義の通いの場を、一体的実施の一環¹²としての介護予防事業の実施場所として位置付け¹³、行政からの委託の方式¹⁴で住民主体のフレイル測定の実施を行うということが適切であり、今後その具体的な活動展開の方針を明らかにする必要がある。この場合、行政からの委託費は、一定の補助にとどめ、産業側としては企業価値が生み出されるという意義があるので産業側(イベント実施事業者)が相応の負担をする方式が考えられる¹⁵。

¹¹ 今後は、フレイル予防推進会議の構成員でない京都市、横浜市、名古屋市などの大都市圏に展開しているイオン店舗を利用する形で日本フレイル予防サービス振興会が仲介して、これらの都市にフレイル予防推進会議の構成員となることを促しつつ、第一フェーズ産官連携啓発活動として5か年計画に参加してもらうことが考えられる。

¹² 一体的実施の方式として、保健事業のガイドライン等でフレイル予防のポピュレーションアプローチの場として通いの場に準ずる場も取り入れることが推奨されている。

¹³ 広義の通いの場は、令和6年度老人保健健康増進等事業の報告書において強調されているように、無関心層等を取り込む重要な場であり、フレイル予防5か年活動計画において重要な位置づけとする必要がある。

¹⁴ フレイル予防5か年活動計画において位置付けられる以上、その内容が適正であるとともに、それにより得られるデータが市町村行政による通いの場と同様に行政に把握される必要があり、このためには委託の方式が適切である。

¹⁵ 市町村から産業界への委託による住民主体のフレイル測定の実施を行う当初の段階においては、行政主導型の通いの場に関する医療経済研究・社会保険福祉協会のコーディネート支援と同様の支援が産業関係者に対して行われる必要がある。この場合、産業関係者(事業実施者)側として日本フレイル予防サービス振興会が独自に住民主体のフレイル測定のコordinatorを育成することが考えられる(その仕組みの構成につき検討する必要)。住民主体のフレイル測定の結果のフレイル関連情報を行政へ提供する場合の経費負担をいずれの負担とするかどうかにについては今後検討する必要がある。その際、産業側が、別途個別許諾の下で独自で顧客のフレイルの状況を把握できるようにし、産業側の新たなビジネスモデルを開発することの一環として費用負担を位置付けることも考えられる。

これにより、フレイル予防 5 か年活動計画の中後半の段階で第二部門産官連携啓発活動により、住民主体のフレイル測定の普及が一層推進されることが期待される。

④ 新たなフレイル測定データを基とする調査研究の推進

医療経済研究・社会保険福祉協会において開発中であるフレイル予防支援情報システムにおいては、住民主体のフレイル測定の実践状況がデータで集積され、地域ごとに地域高齢者の健常、プレフレイル、フレイルのそれぞれの人数や分布を始め様々なデータの分析ができるとともに、様々な地域特性及びフレイル予防に関する施策と要介護認定率等との相関関係等の AI 分析が深まることが今後期待される。したがって、今後は、これらの新たな情報を基にフレイル予防の実践の中で得た自治体の担当者と関連研究機関の研究者とが共同して調査研究を進め、令和 6 年度老人保健健康増進等事業の報告書で示されたフレイル予防のポピュレーションアプローチの戦略と展望に向けてエビデンスに基づいた政策を展開することが期待される。また、このような政策展開と併せて、フレイル関連データと既存の介護保険関係等の様々なデータを総合的に分析する取組を推進し、地域特性や地域ごとの予防施策に応じた自治体ごとの目標設定の下で、5 年後、10 年後の介護認定者数の予測ができるようにすることを目指していくことが期待される。

⑤ フレイル予防 5 か年活動計画の導入の当初段階における支援

住民主体のフレイル測定の普及に関する実施計画の作成及びその実施の手法は、当初のスタートの段階である 6 県の取組の関係者にとってかなりハードルが高いので、下記のような当初の支援体制が必要である。

i) 初年度の令和 8 年度における特例的支援体制の内容

ア) フレイルトレーナーによる支援

住民主体のフレイル測定のノウハウのない自治体においては、上記(1)の②で述べた通り、当初は、都道府県による支援措置が強く期待されるが、フレイル予防 5 か年計画の初年度である令和 8 年度において、都道府県の支援体制が整うことは困難と言わざるをえない。したがって、初年度の令和 8 年度の特例措置として、フレイル予防推進会議事務局である医療経済研究・社会保険福祉協会の負担とコーディネートの下でフレイルトレーナーがコンサルタント的な形で、地元自治体行政における人材養成の支援を行うなどの支援が必要である。

イ) フレイル予防支援情報システムの導入時の支援

医療経済研究・社会保険福祉協会が開発したフレイル予防支援情報システムを導入するかどうかは、あくまでも自治体の判断によるものであるが、その円滑な導入のためには、上記ア)の支援と並行して、初年度の令和 8 年度は無償の試行期間をもうけることが適切である¹⁶。この場合、契約としては、令和 8 年度の特例措置としてフレイル予防支援

¹⁶ 既存のビジネスモデルに無料のお試し利用の例がある。

情報システムの無償での試行を行う一方、不都合が生じなければ令和 9 年度の予算化を進めて頂き、本契約に移行するという方式を導入する必要がある。これにより令和 9 年度以降、市区町村がフレイル予防支援情報システムの導入をする際には、広域行政として、都道府県による管轄地域全体の介護予防の適切な推進という観点から、当初の利用料金の一部を都道府県から助成することが強く期待される。

- ii) 令和 9 年度以降の都道府県及び医療経済研究・社会保険福祉協会等による支援体制
令和 8 年度の特例措置の次のステップである令和 9 年度以降は、上記 i) で述べた通り、フレイルトレーナーの派遣による支援の経費及びフレイル予防支援情報システム導入時当初の利用料金の一部を、広域行政を担う都道府県¹⁷がフレイル予防推進会議事務局としての医療経済研究・社会保険福祉協会等と連携して支援する措置を取ることが強く期待されている¹⁸。

(以上)

¹⁷ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施におけるガイドラインにおいては、都道府県の役割(事例の横展開、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価等)が示されている。

¹⁸ 住民主体のフレイル測定の実施は、自治体の一般介護予防事業予算で賄われることが前提であるが、都道府県からの支援措置は、一定期間が経過すればその役割を終了する。一方において、フレイル予防推進会議が中心となって、フレイル予防のポピュレーションアプローチが全国的に普及する中で、この政策分野への国の予算における更なる対応も期待している。まずは都道府県が、広域行政を預かる立場から、フレイル予防 5 か年活動計画において、強いリーダーシップを果たすことが期待される。